

かたり通信

福井から原発を止める
裁判の会 会報

◆発行：福井から原発を止める裁判の会◆

■代表：中嶋哲演 事務局長：嶋田千恵子

■「裁判の会」事務局連絡先→問い合わせは・・・

・南康人(090-1632-8217)又は

・小野寺恭子(090-6275-4451) 〒910-3606 福井県福井市田尻栃谷町 14-1 まで

■弁護士事務局連絡先：笠原一浩弁護士

♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先

〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18

口座名：福井から原発を止める裁判の会

みどり法律事務所 (0770-21-0252)

記号：00760-6 番号：108539

◆ホームページ：<http://adieunpp.com> (本通信 PDF 版/その他情報をアップロード!)

SINCE MAY 2012



注目！北陸電力志賀原発訴訟 金沢と富山で2つの裁判が進行中！

お知らせ！元福井地裁裁判長 樋口英明さんの福井講演が決定。5月16日(土)福井県国際交流会館にて午後2時より。詳細は追ってお知らせします。

北陸電力の志賀原発(石川県羽咋郡志賀町)をめぐる、石川県にある金沢地方裁判所と富山県の富山地方裁判所の2つの裁判所で、その運転差止を求める訴訟が行われています。

「金沢訴訟」はこの3月5日で口頭弁論期日は30回を数えます。焦点は2016年3月に原子力規制委員会の下で設けられた有識者会合が全会一致でまとめた「(敷地内の断層が)活断層の可能性は否定できない」という結論です。原子炉施設の直下に活断層があればそれで廃炉も同然のように思われますが、裁判所は規制委員会の審査を見守るとして判決を先延ばしにしています。

一方、「富山訴訟」は昨年(2019年)6月18日に富山・石川の北電株主8人が北電の役員や5人を被告として運転差止などを求めるために提訴された新たな訴訟です。北電の社は富山県富山市にあり、その地元からの提訴です。原告らは株主として30年前から株主総会で志賀原発の危険性や経営上の問題を追及してきましたが、歴代経営者のリスクに向き合おうとしない姿勢を正すべく提訴に踏み切ることとなりました。

ひとつの訴訟を継続するだけでも大変であると思うのですが、実はこれら2つの訴訟は「志賀原発を廃炉に！訴訟原告団」というひとつの事務局が担っています(弁護士長についても長年原発訴訟に関わってこられた岩

内容

- ・2つの北陸電力志賀原発訴訟に注目！・・・・・・・・・・・・・・1
- ・福井県・石川県の原発に関して係争中の裁判概況・・・・・・・・・・2~4
- ・クラウドファンディング支援お礼・学習会報告 差し上げます・本の紹介・編集後記・・・・・・・・・・・・・・4



淵正明弁護士が兼任！)。2つの訴訟の詳細については、同封した「志賀原発を廃炉に！訴訟原告団」作成によるチラシを、ぜひご一読ください。北陸の地で脱原発を目指す2つの訴訟への注目・支援をお願いいたします。



福井県及び石川県の原発差止訴訟概況

(係争中のもの：2020年2月中旬現在)

(※各裁判のホームページや新聞記事などを参考に編集子が整理しました。文責は編集子にあります。)

■ 大飯原発3、4号機

- ◇ 係属裁判所：大阪地裁
- ◇ 裁判の種類：行政訴訟
- ◇ 被告：国、2017年12月より関西電力が加わる。
- ◇ 提訴日：2012年6月12日
- ◇ 主たる争点等：基準地震動の過小評価（ばらつきのとらえ方、「地震データ改竄問題」など）及び火山灰に対する措置の問題。
- ◇ 経過：昨年末より口頭弁論期日の間隔を3ヶ月から2ヶ月に短縮することになり審理が加速されている。2020年1月30日の第32回口頭弁論期日において、国側は本件の各原子炉施設から相当遠隔地に居住している原告の原告適格は認められるべきではないこと等を主張。
- ◇ 今後の予定：第33回口頭弁論期日は2020年3月16日(月)、第34回口頭弁論期日は5月12日(火)15時より。

■ 大飯原発3、4号機 抗告棄却！

- ◇ 係属裁判所：大阪地裁→大阪高裁
- ◇ 裁判の種類：仮処分
- ◇ 債務者：関西電力
- ◇ 申し立て日：2017年12月25日
- ◇ 主たる争点：基準地震動のみに絞っている。
- ◇ 経過：2018年7月9日の第3回審尋で裁判所の理解のために島崎邦彦氏が説明。2018年10月16日の第4回審尋で突然の裁判長交代と審尋終了。2019年3月28日に申立却下の決定。2019年4月

10日、申立人は大阪高裁に即時抗告。2019年9月25日の審尋で山下裁判長は全くやる気なし。審尋は1回で終了。11月22日までの文書提出期限をもって審理は終結。決定書交付日は2020年1月30日となり、当日、裁判所は住民側の抗告を棄却。

◇ 弁護団声明の抜粋：「このような科学者（注：島崎邦彦氏、額瀨和樹氏）の声を無視し、単に関西電力や規制委員会の主張をなぞるだけで本決定を出した。科学者の声を真摯に受け止めた先日の広島高裁の伊方原発運転差止仮処分決定とは真逆の決定である。」「大阪高裁は、単に規制委員会が新規基準に適合するとの判断をしていることをもって、主張立証責任を住民側に押し付けた」

■ 大飯原発3、4号機

- ◇ 係属裁判所：京都地裁
- ◇ 裁判の種類：民事訴訟
- ◇ 被告：関西電力
- ◇ 提訴日：2012年11月29日
- ◇ 主たる争点等：事故時の避難の困難性、活断層を含む地盤特性の問題点、基準地震動、火山灰、津波、核燃料溶融対策など。
- ◇ 経過：第25回口頭弁論期日（2019年11月28日）では、京都府南丹市美山町の今井崇（たかし）さんが、若狭の原発が事故を起こしたら、同地域の貴重な自然が一挙に失われてしまうことや避難の困難性について訴える。弁護団は、大飯原発の地盤について被告関電の主張や反論をくつがえす第67準備書面を提出。
- ◇ 今後の予定：第26回口頭弁論期日は3月3日(火)14時30分から。第27回は年6月2日(火)(仮)14時30分から。



■ 大飯原発3、4号機、高浜原発1～4号機、美浜原発3号機

- ◇ 係属裁判所：大津地裁
- ◇ 裁判の種類：民事訴訟
- ◇ 被告：関西電力
- ◇ 提訴日：2013年12月24日
- ◇ 主たる争点等：福島第一原発事故の原因論、判断枠組み論、新規制基準の合理性、基準地震動の過小評価問題等々多岐にわたる。
- ◇ 経過：第25回口頭弁論期日（12月10日）では、原発の地震に関する基準はその安全性を保障するほどには成熟していないこと及び原発マネー還流事件（このような事件を惹起する関電に原発を運転する資格はない！）について主張。
- ◇ 今後の予定：第26回口頭弁論期日は2020年3月10日（火）、6月4日（木）、9月10日（木）（証人尋問含む）のそれぞれ14時30分より。

■ 高浜原発1、2号機、美浜原発3号機

- ◇ 係属裁判所：名古屋地裁
- ◇ 裁判の種類：行政訴訟
- ◇ 被告：国
- ◇ 提訴日：2016年4月14日
- ◇ 主たる争点等：新規制基準適合性審査の過誤・欠落に加え、40年超運転延長認可に係る審査基準の不合理性、審査の是非が争点。
- ◇ 経過：高浜1、2号機と美浜3号機について、別々の事件として審理が進められている。2020年1月22日の口頭弁論では、住民側は「強震動予測と原発の耐震設計」及び「関西電力金銭不正受領事件」について陳述。
- ◇ 今後の予定：2020年5月7日（木）、8月27日（木）、11月16日（月）。いずれも13:30より。



■ 志賀原発1及び2号機

- ◇ 係属裁判所：金沢地裁
- ◇ 裁判の種類：民事訴訟
- ◇ 被告：北陸電力
- ◇ 提訴日：2012年6月26日
- ◇ 主たる争点等：2016年4月27日、原子力規制委員会は有識者会合が1号機原子炉建屋直下の断層について「活断層と解釈するのが合理的」とした報告を受理。この結果がくつがえらなければ1号機は再稼働できず、2号機も大幅な耐震工事が必要。
- ◇ 経過：原告側は早期結審を求めているが、裁判所は規制委員会の判断を待つべきとしている。しかし規制委による審査がいつまでに終わるのかは全く見通しが立っていない。2019年11月21日の口頭弁論では、「全国一般石川地方労働組合」の副委員長の本田良成さんが、様々な危険性をはらむ志賀原発の再稼働は絶対あってはならない旨を意見陳述。住民側は早期の結審を求めたが、裁判長は前述の態度を変えず。
- ◇ 今後の予定：第30回口頭弁論期日は2020年3月5日（木）14時00分より。

■ 志賀原発1及び2号機

- ◇ 係属裁判所：富山地裁
- ◇ 裁判の種類：民事訴訟
- ◇ 被告：北陸電力の代表取締役5名
- ◇ 提訴日：2019年6月18日
- ◇ 主たる争点等：本件原発の再稼働ない再稼働を前提とした行為を行うことは、善管注意義務及び忠実義務違反であり、会社法第360条の株主差止請求権に基づき、再稼働及び再稼働を前提とした行為の差止を請求する。
- ◇ 経過：2019年12月16日に第2回口頭弁論が行われた。原告小嵐喜知雄さんが意見陳述。「私は進行性のがんと闘いながら、人生をかけて本訴訟に取り組んでいます。それを『訴権の濫用』と言うのなら、株主無視・人間性無視を自ら裁判所や社会全体に表明することになります」と被告らに猛省を促

す。住民側代理人は、関西電力幹部等の金品受領問題、原発の根本的危険性などについて陳述。さらに被告が2019年9月に提出した答弁書の「原告は個人的な主義主張の達成を求めており、訴権の濫用だ」とか「株主総会で多数に支持された経営方針に従って執行しており、善管注意義務違反には当たらない」といった被告の主張に的確に反論。

◇ 今後の予定：第4回口頭弁論期日は2020年3月4日（水）、第5回は5月25日（月）でいずれも14:00～。

●クラウドファンディングへの支援お礼●

前回の通信で名古屋地裁で裁判を闘う「老朽原発40年廃炉訴訟市民の会」への支援をお願いしたところ、多くの方々から支援をいただきました。

「裁判の会」経由での間接支援については、締め切り前日の12月12日までに100名の皆様から合計384,000円の支援をいただき、クラウドファンディングのためにこの金額を送金しました。

今回のクラウドファンディングによる資金集めは2020年1月21日付東京新聞夕刊一面トップに関係記事と写真が掲載されるなど、大きな反響を呼び、目標額250万円を大きく超える3,713,500円の支援を得ることができたとのことです。

またその後も数名の方々から「裁判の会」に追加支援があり、これらは一般のカンパとして「市民の会」に送金させていただきました。

なお、クラウドファンディングも終了したということで、本会を経由しての「市民の会」への支援は終了としますが、引き続き「老朽原発」及び「老朽原発40年廃炉訴訟」に関心があり、支援したいという方は、下記へカンパ等送金くださるようお願いいたします。

【ゆうちょ銀行】

口座番号：00810-0-153748

口座名義：40年廃炉訴訟市民の会（ヨンジュウネンハイロソショウシミンノカイ）

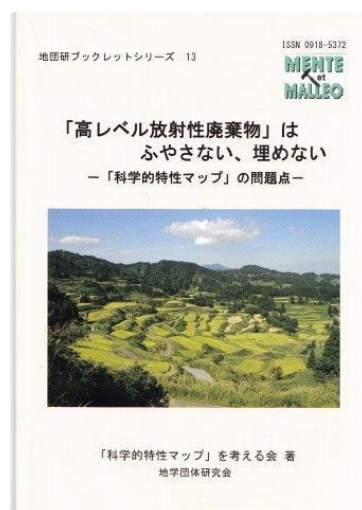
ご協力に感謝申し上げます！

●学習会の報告 差し上げます●

昨年12月1日に名古屋訴訟弁護団事務局長の藤川誠二弁護士をお招きして開催した第11回学習会の文字起こしを進めています。整理して冊子にする予定ですので、ご希望の方は連絡をいただければ出来上がり次第送付いたします！

■ブックレットの紹介■

●「高レベル放射性廃棄物」はふやさない、埋めない「科学的特性マップ」の問題点●



本書は2017年に資源エネルギー庁が「核のゴミ」の地層処分に関連して公表した「科学的特性マップ」に疑問を方々によって編纂されたものです。

地層処分の問題点が分かりやすく整理されており、コラム

欄などで基礎的な事項やトピック的な内容についても知ることができます。全44ページで頒布価格はたったの100円！まとめて購入して学習会などで活用してはいかがでしょうか。連絡先は下記の通りです。住所：〒171-0022 東京都豊島区南池袋2-24-1 八大ビル301号

電話番号：03-3983-3378

メール：chidanken@tokyo.email.ne.jp

[Editor's note] ▶1月17日の広島高裁における伊方原発運転差止仮処分の住民側勝訴決定には勇気づけられました。▶1頁に記したように「樋口判決」の地元での元福井地裁裁判長樋口英明さんの講演を5月16日（土）に行うことが決まりました。「地元」ならではの講演会にできたらと考えています（編集子）。